

公立大学法人福知山公立大学 メディアセンター資料寄贈受入れ内規

(目的)

第1条 この内規は、公立大学法人福知山公立大学メディアセンター規程第4条第1項第3号に基づき、寄贈資料等の受入れに関する必要な事項を定めるものとする。

(受入れ)

第2条 寄贈の申し出は原則として受け入れる。

(謝礼)

第3条 寄贈に対しては、寄贈者に礼状を送る。

(手続き)

第4条 寄贈図書等の受入れは、以下の手続きによって進める。

- (1) 事前に、寄贈者に受入れ方針を提示し、了解を得る。
- (2) メディアセンター委員会にて、寄贈図書等の内容を検討・選定し、受け入れる。
- (3) 事前の選定が不可能な場合は、あらかじめ寄贈者が一定の選別を行った上で、搬送し、到着後メディアセンター委員会により内容を検討・選定し、受け入れる。
- (4) 搬送に要した費用は、寄贈者の負担とする。
- (5) 寄贈者ごとに受け入れた資料の目録を作成・保存する。

(登録)

第5条 受け入れた資料は、寄贈者、寄贈年月を資料及び蔵書データに記した上で、購入資料と同じ要領で登録する。

(配架)

第6条 受け入れた資料は、別置せず、購入資料と同じ要領で配架する。

(規程の改廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。